

各種申請・届出の手引き

新規・更新申請⇒1ページから

異動・変更の届出⇒3ページから

廃止・休止の届出⇒5ページから

～ 書類の提出先は市役所3階 下水道課窓口です ～

【新規・更新申請】

1 手続きの流れ

- (1) 以下に記載された手続きに必要な書類を揃えて、市ウェブサイト上にある事前審査受付フォームから申請してください。
 - ①書類はPDFもしくはJPEGで送付できますので、登記簿謄本等についてはスキャンもしくは写真撮影により添付してください。
 - ②更新申請は、指定工事店毎に申請期間等を別途ご案内いたしますので、そちらをご参照の上、申請してください。
- (2) 提出された書類を下水道課職員が審査の後、申請された方へ必要な修正や事前審査完了をお知らせするためにご連絡いたします。
- (3) 審査完了の連絡の際には、お越しいただく日程を調整いたします。受付時間は原則午前9時から午後3時までとしておりますので、ご希望の日時をお知らせください。
- (4) (3)にて決定した日時に、事前審査を受けた書類一式1部と指定工事店登録手数料10,000円（更新の際は5,000円）をご持参ください。
- (5) 市役所3階 下水道課窓口へ申請書類一式をご提出ください。申請書類の最終確認の後、支払伝票をお渡しします。1階のみずほ銀行公金専用窓口で手数料を納付してください。
- (6) 領収書を再度3階 下水道課窓口にご持参いただくことで、支払い完了を確認し、申請手続きは完了となります（領収書のコピーを取らせていただきます）。
- (7) 新規申請は、毎月15日と末日締めで申請を取りまとめ、指定下水道工事店の告示を行います。原則15日〆切の場合は翌月1日に、末日〆切の場合は15日が告示日（該当日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）となり、それ以降に指定下水道工事店証の受け取りができます。
- (8) 指定の有効期間は、告示日から次回一斉更新日までとなります。
※一斉更新は5年毎に行います。

2 新規・更新申請に必要な書類 ※更新申請時は変更がなければ【更】の書類のみ提出

(1) 申請書類のダウンロード方法

市ウェブサイト上から様式のダウンロードができます。

ダウンロードページの検索方法は以下のとおりです。

- ①ブラウザの検索画面から、稲城市 下水道関連で検索します。
- ②検索結果に表示された稲城市ウェブサイト 下水道関連のページを開きます。
- ③ページ中段に指定下水道工事店関係の申請書及び事前審査受付フォームがあります。

(2) 提出する書類

- ☐ 指定下水道工事店指定申請書（様式第1号）【更】
- ☐ 商業登記簿謄本（法人のみ）【更】
履歴全部事項証明書または現在全部事項証明書を添付してください。
法務局の支局、出張所等で取得できます。
申請する営業所のものを添付してください。
- ☐ 定款のコピー（法人のみ）【更】
- ☐ 住民票の写し（法人は代表者のもの）【更】
お住まいの自治体の役所で取得できます。
写しは原本を提出してください。
- ☐ 経歴書（法人は代表者のもの）【更】
様式は問いません。
職歴、所有資格、直近1年の下水道工事経歴等をご記入ください。
- ☐ 身分証明書（法人は代表者のもの）【更】
本籍地の自治体の役所で取得できます。
※自動車運転免許証や勤務先の身分証明証ではありませんのでご注意ください。
- ☐ 納税証明書（2種類、最新一箇年のもの）【更】
 - ①法人の場合・・・法人税（その1）・法人市民税、各1通
 - ②個人事業主の場合・・・申告所得税（その1）・個人市民税、各1通※法人税（その1）、申告所得税（その1）は税務署で取得できます。
※法人市民税、個人市民税はお住まいの自治体の役所で取得できます。
- ☐ 営業所の付近案内図及び平面図並びに写真（様式第2号）
写真は営業所外観・内部・倉庫等を添付し、平面図には写真を撮った方向を記載してください。また、写真と方向を示す矢印は数字で結び付けてください。
- ☐ 責任技術者名簿（様式第3号）【更】
- ☐ 責任技術者の雇用関係を証明する書類【更】
賃金台帳のコピー等を添付してください。
- ☐ 排水設備工事責任技術者証のコピー【更】
- ☐ 所有機械器具一覧表（様式第4号）とその写真
所有機械器具には車両も含み、機械器具ごとに項目に記載し、写真は一覧表の項目ごとに撮影してください。また、機械器具をリースしている場合は、表内にその旨を明記してください。

【異動・変更の届出】

1 手続きの流れ

- (1) 以下に記載された書類を揃えて、市ウェブサイト上にある事前審査受付フォームから届け出てください。
※書類は PDF もしくは JPEG で送付できますので、スキャンもしくは写真等を添付してください。
- (2) 提出された書類を下水道課職員が審査の後、届出された方へ必要な修正や書類審査完了をお知らせするためにご連絡いたします。
- (3) 審査完了の連絡の際には、お越しいただく日程を調整いたします。受付時間は原則午前9時から午後3時までとしておりますので、ご希望の日時をお知らせください。
- (4) 指定の日時に、事前審査を受けた書類一式（以下の通り）を1部ご持参ください。
※稲城市指定工事店証（様式5）の記載事項に変更がない場合は、指定工事店証の再交付はありませんので、郵送による書類提出も可能です。審査完了のご連絡の際に郵送する旨をお伝えください。
- (5) 届出書類の最終確認の後、変更後の指定下水道工事店証をお渡しします。

2 異動・変更の届出に必要な書類

変更内容によって必要な書類が異なります。(2)の提出書類を必ずご確認ください。

(1) 届出書類のダウンロード方法

市ウェブサイト上から様式のダウンロードができます。

ダウンロードページの検索方法は以下のとおりです。

- ①ブラウザの検索画面から、稲城市 下水道関連で検索します。
- ②検索結果に表示された稲城市ウェブサイト 下水道関連のページを開きます。
- ③ページ中段に指定下水道工事店関係の書類及び事前審査受付フォームがあります。

(2) 提出する書類

- ①所在地の変更 ※ 町名地番整理による変更の場合は届出不要です。

☐ 指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

☐ 商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴全部事項証明書または現在全部事項証明書を添付してください。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付してください。

☐ 営業所の付近案内図及び平面図並びに写真（様式第2号）

写真は営業所外観・内部・倉庫等が分かるものを添付し、平面図には写真を撮った方向を記載してください。また、写真と方向を示す矢印は数字で結び付けてください。

☐ 稲城市指定下水道工事店証（様式第5号）

指定下水道工事店登録時または更新時に市から受け取ったもの。

②名称または商号の変更

- ☐ 指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

- ☐ 商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴全部事項証明書または現在全部事項証明書を添付してください。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付してください。

- ☐ 稲城市指定下水道工事店証（様式第5号）

指定下水道工事店登録または更新時に市から受け取ったもの。

③電話番号の変更

- ☐ 指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

④代表者の変更

- ☐ 指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

- ☐ 商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴全部事項証明書または現在全部事項証明書を添付してください。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付してください。

- ☐ 住民表の写し（法人は代表者のもの）

お住まいの自治体の役所で取得できます。

写しは原本を提出してください。

- ☐ 経歴書（法人は代表者のもの）

様式は問いません。

職歴、所有資格、直近1年の下水道工事経歴等をご記入ください。

- ☐ 身分証明書（法人は代表者のもの）

本籍地の自治体の役所で取得できます。

※自動車運転免許証や勤務先の身分証明証ではありません。

- ☐ 稲城市指定下水道工事店証（様式第5号）

指定下水道工事店登録または更新時に市から受け取ったもの。

⑤代表者の住所の変更

- ☐ 指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

- ☐ 商業登記簿謄本（法人のみ）

履歴全部事項証明書または現在全部事項証明書を添付してください。

法務局の支局、出張所等で取得できます。

申請する営業所のものを添付してください。

- ☐ 住民表の写し（法人は代表者のもの）

お住まいの自治体の役所で取得できます。

写しは原本を提出してください。

⑥責任技術者の店舗間異動等による変更

- ☐ 指定下水道工事店異動・変更届（様式第8号）

- ☐ 責任技術者名簿（様式第3号）

- ☐ 異動の事実が分かる書類（辞令、職員配置表のコピー等）

- ☐ 排水設備工事責任技術者証のコピー

- ☐ 雇用関係を証明する書類 ※責任技術者を追加登録する場合のみ
賃金台帳のコピー等を添付してください。

⑦責任技術者の氏名または住所の変更

- ☐ 責任技術者異動届（様式第 11 号）
- ☐ 変更した氏名や住所が記載されている排水設備工事責任技術者証のコピー

【廃止・休止の届出】

1 手続きの流れ

- (1) 以下に記載された届出に必要な書類を揃えて、書類一式を 1 部ご持参ください。
廃止・休止の届出に関する事前審査はありません。
- (2) 提出書類を職員が確認し、受領次第手続きは完了となります。

2 廃止・休止届出に必要な書類

(1) 届出書類のダウンロード方法

市ウェブサイト上から様式のダウンロードができます。

ダウンロードページの検索方法は以下のとおりです。

- ①ブラウザの検索画面から、稲城市 下水道関連で検索します。
- ②検索結果に表示された稲城市ウェブサイト 下水道関連のページを開きます。
- ③ページ中段に指定下水道工事店関係の申請書があります。

(2) 提出する書類

- ☐ 指定下水道工事店廃止・休止届（様式第 7 号）
- ☐ 指定下水道店証返納届（様式第 9 号） ※廃止する場合のみ
- ☐ 稲城市指定下水道工事店証（様式第 5 号） ※廃止する場合のみ
指定下水道工事店登録時または更新時に市から受け取ったもの。

《指定下水道工事店の手続きに関する問い合わせ先》

稲城市都市環境整備部下水道課施設管理係

TEL 042-378-2111（内線）366・367